

議長 　ただ今より、第15回農業委員会総会を開催いたします。
日程第1号 会議録署名委員の指名についてを議題とします。
お諮り致します。
今回の署名委員は2番 吉田正貴委員、8番 佐伯和彦委員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

委員 　異議なし

議長 　異議ないものと認めます。
よって署名委員は、吉田委員、佐伯委員といたします。
日程第2号 会期の決定についてを議題とします。
お諮り致します。
会期は1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

委員 　異議なし

議長 　異議ないものと認めます。よって会期は1日と決定いたします。
日程第3号 諸報告について、併せて日程第4号 会務報告についてを事務局より報告いたします。

事務局 　日程第3号 諸報告をいたします。本日は馬淵委員、浪岡委員より欠席の連絡があり、出席委員12名、欠席委員2名であるため、会議規則第6条の規定により、出席者が過半数を超えており、会議が成立したことを報告いたします。
日程第4号 会務報告について、ご説明いたします。
8月25日、役場議場において第14回総会・第5回委員協議会が開催され委員14名が出席しております。
同日、役場会議室において●●●氏・●●●氏・●●●氏所有地に係る斡旋委員会が開催され、関係委員が出席しております。
8月27日、役場会議室において●●●氏所有地に係る斡旋委員会が開催され、関係委員が出席しております。
8月31日、役場会議室において●●●氏所有地に係る斡旋委員会が開催され、関係委員が出席しております。
9月14日、令和3年度ブロック別農業委員会職員研修が役場会議室においてリモート方式で開催され、係長が参加しております。
9月15日、役場議場において小清水町定例町議会が開催され、会長、事務局長が出席しております。

議長 　ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

委員 　なし。

議長 　よろしいですか。それでは、以上で日程第3号諸報告、併せて第4号会務報告を終わります。
日程第5号 議案第1号 現地目証明願承認についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 　受付番号3についてですが、町道と河川敷地に挟まれた耕作に適さない狭隘な箇所、平成29年7月に申請人が転出する以前より耕作されていな

い土地に係る現地目証明願です。

なお、担当委員が現地を確認しておりますので、ご説明いただきたいと存じます。

議 長

では、受付番号3について担当委員の私より説明します。

8月25日に馬淵委員、佐藤代理と3名で現地確認を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しましたので報告いたします。

質疑を受けたいと思います。 質疑ございませんか。

委 員

なし。

議 長

質疑を終結いたします。

採決いたします。

上程されました附議事案は、適当と認め決定することとしてよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

議 長

異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第6号 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

受付番号12ですが、譲渡人の所有地処分にあたり、申請地を隣接地耕作者である譲受人へ贈与するための許可申請です。

受付番号13ですが、今期にて離農する貸出人の所有地の一部を貸受人へ賃貸借するための許可申請であり、10年契約、10a当たり12千円、総額588千円とされています。

受付番号14ですが、貸出人の経営縮小により所有地の一部を貸受人へ賃貸借するための許可申請であり、5年契約、10a当たり約11,100円、総額552千円とされています。

なお、受付番号12・13・14については、許可要件項目の確認が行われておりますので、詳細は担当委員からご説明いただきたいと存じます。

議 長

それでは受付番号12について担当委員の私より説明します。

受付番号12について、9月13日に馬淵委員と2名で全部効率利用要件等すべての許可要件項目に適合していることを確認しましたので報告いたします。

次に受付番号13について佐藤代理よりお願いします。

佐藤代理

受付番号13について、9月7日に吉田委員と2名で全部効率利用要件等すべての許可要件項目に適合していることを確認しましたので報告いたします。

議 長

次に受付番号14について臼井委員よりお願いします。

臼井委員

受付番号14について、9月7日に馬淵委員と2名で全部効率利用要件等すべての許可要件項目に適合していることを確認しましたので報告いたします。

議 長 質疑をうけたいと思います。 質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑を終結いたします。
採決いたします。
上程されました附議事案は、適当と認め決定することとしてよろしい
でしょうか。

全 員 異議なし

議 長 異議ないものと認め、そのように決定いたします。
日程第7号 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 受付番号53・54・55ですが、8月に斡旋の申し出があり8月中に成立し
た案件となりますので、詳細については、後ほど斡旋委員長にご説明い
ただきたいと存じます。
受付番号56ですが、農地保有合理化事業にて平成25年度から10年間、
北海道農業公社より借り受けていた農地の売渡しとなります。
今回、1年間の早期売渡しにより買入を行おうとするもので、売買価格
は、10aあたり約235千円、総額10,840千円となっております。
受付番号57は、これまでの3条使用貸借の期間終了に合わせ、新たに
18条により更新しようとするものです。
受付番号58から64は、賃貸借権の設定更新になります。内容につきま
しては前回同様です。
受付番号65は、使用貸借権の設定更新になります。内容につきましては
前回同様です。
以上、申請のありました13件の計画内容は、農用地利用集積計画の内
容が基本構想に適合しており、経営面積・従事日数など基盤強化法第18
条第3項の要件を満たしていると考えますのでご審議いただきますよう
お願いいたします。

議 長 受付番号53・54・55については、8月に開催した斡旋委員会により売
買が成立した案件になりますので、各斡旋委員長より説明をお願いします。
はじめに今城委員をお願いします。

今城委員 8月18日、東野●●●番地、●●●氏より、東野●●●外1筆、面積
32,730㎡の所有権移転斡旋の申し出があり委員長の指名を受けました。
これを受け、8月21日に斡旋委員の指名を受けた相内委員、浪岡委員
と私が、●●●氏代理人の●●●氏と共に現地確認を行いました。
その後の協議により、斡旋周知範囲を東野農事組合（1、2、3班）と
定め、期間を8月23日から26日17時までとしました。
斡旋希望者は現耕作者の●●●氏1名で、申し出代理人の●●●
氏、斡旋委員3名により斡旋会議を8月27日18時30分から役場会議室にて

開催し、反当たり30万円、総額9,819千円で合意し斡旋成立となりました。

補足等ありましたら、相内委員お願いします。

相内委員

なし。

議 長

次に佐伯委員お願いします。

佐伯委員

8月10日、札幌市北区●●●番地、●●●氏より、共和●●●外2筆、面積18,709㎡、美和●●●外2筆、面積14,876㎡の所有権移転斡旋の申し出があり委員長の指名を受けました。

これを受け、8月17日に斡旋委員の指名を受けた臼井委員、相内委員と私が、●●●夫氏代理人の●●●氏と共に現地確認を行いました。

その後の協議により、斡旋周知範囲を共和3農事組合と定め、期間を8月18日から24日正午までとしました。

斡旋希望者は現耕作者の●●●氏（共和地番）と●●●氏（美和地番）の2名で、申し出代理人の●●●氏、斡旋委員3名により斡旋会議を8月25日17時から役場会議室にて開催し、各反当たり28万円、共和地番分総額5,332,065円、美和地番分総額4,239,660円で合意し斡旋成立となりました。

なお、●●●氏分は自己資金、●●●氏分は農地中間管理機構買入協議希望とのことでした。

補足等ありましたら、臼井委員、相内委員お願いします。

臼井委員

なし。

相内委員

なし。

議 長

次に佐藤代理お願いします。

佐藤代理

8月23日、遠軽町南町●●●番地、●●●氏より、神浦●●●、面積7,861㎡の所有権移転斡旋の申し出があり委員長の指名を受けました。

これを受け、8月25日に斡旋委員の指名を受けた今村会長、馬淵委員と私が、●●●氏代理人の●●●氏と共に現地確認を行いました。

その後の協議により、斡旋周知範囲を神浦農事組合と定め、期間を8月25日から31日正午までとしました。

斡旋希望者は現耕作者の●●●氏1名で、申し出代理人の●●●氏、斡旋委員3名により斡旋会議を8月31日18時から役場会議室にて開催し、反当たり約101千円、総額80万円で合意し斡旋成立となりました。

補足等ありましたら、今村会長お願いします。

議 長

なし。

質疑をうけたいと思います。 質疑ございませんか。

委員	なし。
議長	質疑を終結いたします。 採決いたします。 上程されました附議事案は、適当と認め決定することとしてよろしいでしょうか。
全員	異議なし
議長	異議ないものと認め、そのように決定いたします。 日程第8号 議案第4号 農地中間管理機構による農用地買入協議の要請についてを議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	農業経営基盤強化促進法第16条第2項では、農用地の所有者から農業委員会に所有権移転の申出があり、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積を図るため、農地中間管理機構による買入が特に必要であると農業委員会が認めるときは、町長に対し、農地中間管理機構が買入を行う旨の通知をするよう要請ができるとされています。 本案の買入協議であります。受付番号1・2・3はそれぞれ8月に所有権移転にかかる斡旋の申し出があり、農用地の利用調整の結果、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と判断し、町長に対し、農用地の買入協議要請書を提出しようとするものであります。 詳細につきましては、のちほど各斡旋委員長から説明していただきたいと存じます。
議長	受付番号1・2・3については、8月に開催した斡旋委員会において買入協議の要請審議を希望することとした案件となりますので、各斡旋委員長より説明をお願いします。 はじめに佐伯委員をお願いします。
佐伯委員	先の議案第3号、番号54において斡旋経過を説明しました通り、●●●氏所有地の共和●●●外2筆、面積18,709㎡につきましては、現耕作者の●●●氏と斡旋成立しておりますが、双方が農地中間管理機構買入協議希望とのことでした。 補足等ありましたら、臼井委員、相内委員をお願いします。
臼井委員	なし。
相内委員	なし。
議長	次に竹内委員をお願いします。
竹内委員	8月10日、旭●●●番地、●●●氏より、旭●●●外1筆、面積53,603㎡の所有権移転斡旋の申し出があり委員長の指名を受けました。

これを受け、8月18日に斡旋委員の指名を受けた浪岡委員、古川委員と私が、●●●氏代理人の●●●氏と共に現地確認を行いました。

その後の協議により、斡旋周知範囲を旭農事組合（3班）と現在18条による耕作者の(有)●●●と定め、期間を8月18日から25日17時までとしました。

斡旋希望者は現耕作者の(有)●●●と●●●氏の2名で、申し出代理人の●●●氏、斡旋委員3名により斡旋会議を8月25日17時30分から役場会議室にて開催し、売買利用調整選考の結果、第1順位の(有)●●●と、各反当たり約35万円、総額18,760千円で合意し斡旋成立となりました。

なお、双方が農地中間管理機構買入協議希望とのことでした。補足等ありましたら、古川委員お願いします。

古川委員

なし。

議 長

次に浪岡委員に代わり、竹内委員お願いします。

竹内委員

8月10日、南町●●●、●●●氏より、美和●●●外1筆、面積42,594㎡の所有権移転斡旋の申し出があり委員長の指名を受けました。これを受け、8月19日に斡旋委員の指名を受けた竹内委員、今村会長と私が、●●●氏と共に現地確認を行いました。

その後の協議により、斡旋周知範囲を美和中央農事組合と定め、期間を8月19日から24日正午までとしました。

斡旋希望者は現耕作者の●●●氏、●●●氏、(有)●●●の3者で、申し出者の●●●氏、斡旋委員3名により斡旋会議を8月25日17時から役場会議室にて開催し、売買利用調整選考の結果、第1順位の●●●氏と、各反当たり約30万円、総額12,770千円で合意し斡旋成立となりました。

なお、双方が農地中間管理機構買入協議希望とのことでした。補足等ありましたら、今村会長お願いします。

議 長

なし。
質疑をうけたいと思います。 質疑ございませんか。

委 員

なし。

議 長

質疑を終結いたします。

議 長

採決いたします。
上程されました附議事案は、適当と認め決定することとしてよろしいでしょうか。

全 員

異議なし

議 長

異議ないものと認め、そのように決定いたします。
以上を持ちまして審議が終了いたしましたので、第15回農業委員会総会を閉会といたします。
慎重審議ありがとうございました。

上記議事録の内容が正確であることを証するためここに署名する。

令和3年10月4日

会 長 今村 昇

2 番委員 吉田 正貴

8 番委員 佐伯 和彦